

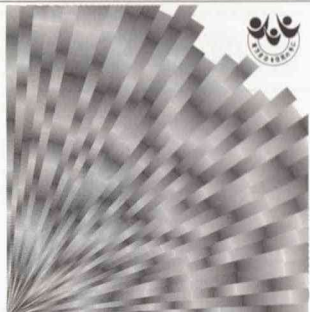
自治研 かんがわ

1988

6

No.14 (通算78) 府県と大都市との制度改革の課題





もくじ * * * CONTENTS

府県と大都市との制度改革の課題

地方自治制度改革委員会
(社)神奈川県地方自治研究センター事務局

I 大都市の特例の現況

- 1. 事務配分上の特例 3
- 2. 行政監督上の特例 4
- 3. 行政組織上の特例 5
- 4. 財政上の特例 6
- 5. 指定都市制度の基準 6

II 府県と大都市の機能分担

- 1. 県機能のあり方、機能の検討 8
- 2. 府県機能の転換と国の事務移譲 11
- 3. 大都市へ移譲すべき府県機能 13
- 4. 府県と政令指定都市との事務配分と財源配分 14

III 大都市制度の改革課題

- 1. 大都市の特例制度を認める是非論 16
- 2. 特別市と指定都市制度 17
- 3. 大都市内部の分権化の方向 18

- 資料1 大都市制度の沿革の概要 7
 - 2 政令指定都市の特例の現況 22
 - 3 地方自治法抜粋 32

- 参考文献一覧表 21

府県と大都市との制度改革の課題

地方自治制度改革研究会

(株)神奈川県地方自治研究センター事務局

はじめに

当研究会では、昭和61年9月から自治体間の政府間関係のあり方を中心に調査研究を進めてきたが、特に自治体間でも府県と大都市との関係を中心に議論をしてきたところである。

これまでの自治体の制度改革の議論をみると、国に対置するかたちで地方自治体という位置付けをし、国が集権的に持っている権限を自治体に移譲させ、またそれに伴う事務と必要な財源を再配分させるべきであるという地方分権化の方向づけが主流であり、さまざまな形での議論がされてきた。

21次にわたる地方制度調査会の答申をはじめ、2度にわたる臨時行政調査会からの答申など多くのものが出されてきた。これら多くの答申では、国と地方自治体との政府間関係の改革のあり方については、第1義的には、住民に身近かな行政は地域住民に身近かな基礎的自治体(市町村)で処理するべきであり、そのために多くの権限と財源を自治体に配分すべきである、

という総論についてはほぼ合意に達しているが、その実現は常に見送られてきたのである。

このような現在までの経過の上に立って、もう少し自治体間の政府間関係について整理をし直す必要があるのではないかというのが、問題意識として持っていた課題であった。

そして自治体間関係の調査研究の方法論として、都道府県と大都市、都道府県と都市、都道府県と町村というそれぞれの政府間関係で分けてみたらどうなのか、という考え方を持っていた。この分け方については異論も出されたが、とりあえず府県と大都市との関係について考察してみれば、歴史的にもかなり大きな紆余曲折があったので、これをもう一度整理しなおすことから始めたわけである。そして、府県と大都市との関係についての制度改革のあり方、これをテーマに据えて一昨年からの研究を進めてきた。

戦後発足した地方自治制度の中で、大都市制度は特別市制をめぐって多くの論議が出されてきたが、昭和31年の地方自治法改正で「政令指定都市」制度が発足して以降、府県と大都市との関係について本格的な議論がされたという事例はあまり多くない。

本格的なものとしては、政令指定都市の事務

局を中心にして昭和40年前後に5-6年かけて綿密な研究がなされており、その研究の成果の上に立って様々な資料(大都市制度史資料等)が残されている。昭和36年から始まった第一次臨時行政調査会では国の行政改革とやらんで地方制度改革についての議論があり、昭和39年9月「行政事務の再配分に関する改革意見」がだされた。それを受けた形で5大市の指定都市事務局を中心にして「大都市事務再配分の考え方」をまとめ、それを第10次地方制度調査会に意見書として提出している。その意見書の中に大都市事務再配分についての考え方が提示されており、これが具体的な事務再配分の問題提起であった。

また、昭和40年9月に第10次地方制度調査会の答申で「行政事務再配分に関する第2次答申」が出されたが、この答申そのものはかなり抽象的な内容であった。それらを受けて翌昭和41年、同じ指定都市事務局が中心となり大都市制度研究会が作られ、そこで「大都市制度改革試案」というものが出されている。

その後、昭和45年11月に第147次地方制度調査会で「大都市制度に関する答申」が出された。これは特に東京と大阪を中心とした改革のあり方についての答申であり、それ以降に、大都市行政の制度論を中心にして本格的な議論が少なくなっている。

昭和50年の地方財政危機の折、地方自治制度の改革の議論がさかんになったが、国と地方の関係を含めて昭和51年8月に、全国革新市長会が「地方自治確立のための地方行財政改革」の問題について提言をした。具体的な権限・事務・財源について分権化の方向づけを明かにした提言であった。

また、昭和54年に第17次の地方制度調査会で国と地方の制度のあり方について様々な議論がされており、「新しい社会経済に即応した今後の地方行財政制度のあり方についての答申」が出された。そこでも国に留保する事務・権限を最小限度にとどめ、責任と機能に応じてできる限り自治体(特に市町村)に事務権限を付与すべきであるとしている。

昭和57年にはじまり58年に終わった第2次臨時行政調査会では5回にわたる答申が出されたが、その「行政改革に関する第5次(最終)答申」のなかで、原則的な国と地方との分権化についての方向づけを総論的には出されているが、大都市制度の問題については特別触れられていなかった。そういう意味では、大都市の問題については古くて新しい課題でありながら、十分手が付けられて来ていなかったというのが実情であった。

最近では、昭和61年8月、横浜市が中心になり指定都市制度の発足30周年を記念して、大都市行政フォーラムが横浜で開かれている。ここには政令指定都市の東京を除く10市と、人口50万人以上の都市合せて20市の市長が参加したフォーラムであった。このフォーラムで、大都市制度のあり方について色々な角度から議論がされた報告書がまとまっている。そこで大都市行政のあり方についての議論がされている。

以上が、指定都市制度が発足して以後の大都市制度問題について議論されてきた経過である。これらの歴史的経過を参考にしながら、大都市制度の特例について整理しなおし、都道府県と大都市の制度的な改革のあり方についての問題提起を行ってみることとする。

I 大都市の特例の現況

昭和22年5月、憲法と同時に地方自治法が施行され、日本でも法制度として近代的な地方自治制度をもつことになった。その地方自治法では、大都市制度については特別市の制度が規定されていた。その特別市制度の実現をめぐる、五大都市と五大都府県との対立など多くの賛否の議論があったが、特別法の制定までに至らず、昭和31年9月の地方自治法の改正により、特別市制は廃止され、新たに政令指定都市制度が規定された。

それ以後、今日まで、大都市制度論については、この「政令指定都市」の制度を軸として議論がなされてきた。

地方自治法第12章で「大都市に関する特例」という規定があり、第252条の19第1項に「指定都市の事務」として「児童福祉に関する事務」以下17項目について、都道府県より移譲される大都市の特例事務が列記されている。

ところが実際には、大都市の特例はこれだけではなく、個別の法令にもとづく色々な特例がある。昭和49年11月に大都市事務局がまとめた「大都市及び都市の特例の現況」という資料が残っている。また、昭和64年3月を目標に仙台市が政令指定都市への移行をするにあたり、市民討議を行う資料が多く出されており、特に泉市の「合併・政令指定都市問題シリーズ」（昭和61年11月）等に参考となる資料がまとめられている。

ここでは、これらを参考にしながら、大都市制度の沿革の概要をみると別掲〈資料1〉のとおりであり、政令指定都市の特例内容を整理し

なおすと別掲〈資料2〉の一覧のとおりとなる。ここでは、まず、この政令指定都市制度の内容について改めて整理をしておいたものにコメントを加え、自治省の指定基準について検討を加えることとする。

1. 事務配分上の特例

現行の法令では都道府県、あるいはその委員会等が処理することとされている一定の事務の全部又は一部について、特例として指定都市、指定都市の長あるいは委員会等の事務として行わせるものである。

これらの事務は、一般的に「移譲事務」といわれるもので、民生、保健衛生、都市計画、土木、建築など、いずれも市民生活に密着したものであるが、このような事務の移譲は、次のような事務は府県に保留し、それ以外の事務を指定都市に移譲するという基本的な考え方によって行われている。

- ① 市町村の区域を越えて、県が統一的に処理することが必要な事務
例 保母試験に関する事務
伝染病予防に関する事務
審査請求に対する裁決事務
- ② 市町村の区域を越えて、全県的に統一的基準の設定が必要な事務
例 飲食店等の営業施設に関する公衆衛生上必要な基準設定事務

③ 都道府県単位に一つの施設・機関で足りる事務

例 身体障害者更生相談所の設置に関する事務

以下に、概要をみることとする。

(1) 地方自治法の規定によるもの

「大都市の特例」として地方自治法第 252条の19第1項の各号に定められている17項目の事務であり、内訳は民生行政に関しては児童福祉に関する事務など7項目、保健衛生行政に関しては母子保健に関する事務など7項目、都市計画、建設行政に関しては開発行為の許可などの都市計画に関する事務等3項目となっている。

(2) 地方自治法以外の法令によるもの

地方自治法の17項目の規定以外に個別の法令の規定にもとづき、指定都市が行うことになる事務がある。

民生行政に関しては社会福祉事業に関する事務をはじめ2項目、都市計画・建設行政に関しては市街地再開発地域内の許可などの都市再開発に関する事務など8項目、土木行政に関しては県道の管理などの道路に関する事務をはじめ5項目、文教行政に関しては県費職員を任免することなどの教育の組織運営に関する事務をはじめ2項目、環境保全行政に関してはばい煙発生源の規制などの大気汚染防止に関する事務をはじめ4項目、産業経済行政に関しては標準価格の表示の指示に関することなど生活安定に関する事務をはじめ3項目、その他公安委員の推薦に関する事務など3項目など合計27項目にのぼっている。

以上が政令指定都市に都道府県から移譲された事務の概要である。

この他に、都市の規模に応じて権限を移譲さ

れている事務があり、これらは当然政令指定都市にも移譲されているが、整理すると次のようになる〈資料2の1(3)照〉。

① 保健所設置市（10指定都市の他に横須賀市など30市）が処理すべきものとして各法令で規定されている特例事務は、栄養相談所の設置などの栄養改善に関する事務をはじめ26項目がある。

② その他に個別法にもとづき政令で定める市が処理すべきものとして各個別の法令で規定されている特例事務としては、大気汚染防止法にもとづくばい煙の排出規制事務など16項目がある。

2. 行政監督上の特例

現行法令上、市が事務処理をするに当たっては、都道府県知事や委員会の許可、認可、承認等の監督を受けることになっているが、政令指定都市の特例としてそれらの監督等を受けることを要しないものとし、または都道府県知事や委員会の監督に代えて、直接主務大臣の監督を受けることとするものである。

この行政監督上の特例は、次のような基本的考え方によって行われている。

① 県及び市の双方が処理している事務で、県は監督を受けず、市だけが県の監督を受けているものについては、これを受けないこととする。

② 県及び市の双方が処理している事務で、県は主務大臣、市は県の監督を受けているものについては、県の監督に代えて主務大臣の監督を受けることとする。

③ 市だけが処理している事務で、県の監督

を受けているものについては、これを受けないこととする。

以下、その概要をみることにする。

(1) 知事等の監督を要しなくなるもの

地方自治法の規定によるもの。

(第 252条の19第2項にもとづき、同法施行令第7章「大都市に関する特例」で規定された第 174条の26等による)

指定都市(またはその長)が設置し、もしくは施行する事務に関して、他の市町村(またはその長)と異なり、知事の許認可、指示が不要となるものがある。児童福祉施設の設置の許可などの児童福祉法に基づく事務をはじめをはじめ12項目がある。

(2) 知事の監督にかえて主務大臣の監督となるもの

① 地方自治法の規定によるもの。(第 252条の19第2項)

知事の認可等にかえて直接に主務大臣の許可等を要することになる事項として、身体障害者更生援護施設に関する許可などの身体障害者福祉に関する事務をはじめ5項目がある。

② 地方自治法以外の個別の法令によるもの。

知事の措置等にかえて、直接に主務大臣の措置等を要することになる事項として、教育長の任命は文部大臣の承認となることなど5項目がある。

(3) 知事等から協議をうけることになるもの

知事等が計画を設定したり権限を行使するにあたり、指定都市の長と協議することが個別の法令で義務として定められている事項がある。環境衛生関係の営業に関する権限行使にあたっての協議などをはじめ13項目である。

3. 行政組織上の特例

指定都市制度における事務配分の特例や行政監督上の特例は、行政機能面についての特例措置であるが、これらの措置とともに、指定都市における行政を能率的に執行させるための方策として設けられたのが、行政組織上の特例である。

この行政組織上の特例は、

① 行政組織等の変更

② 事務取扱等の変更

に区分されるが、その概要は次のとおりである。

(1) 行政組織等に変更を生ずるもの

① 地方自治法の規定(第 252条の20第1項～4項)による組織が変更するものとして、区・区役所の設置、区長などの設置、区選挙管理委員会の設置など、大別して行政区制と区選挙管理委員会の2種類があり、細分すると7項目になる。

② 地方自治法以外の個別法令にもとづく組織等の変更は、人事委員会の設置、区農業委員会の設置など5項目がある(市警察本部など実態のないものは省いた)。

(2) 事務の取扱い等に変更を生ずるもの

法令の規定により、市を区、市長を区長と読み替えるなどによって、事務の取扱いに変更が生じる(戸籍法等)。その他に、選挙関係の選挙区、その他の変更が生じることや、報告を直接主務大臣へ行うようになるなど14項目の事務の取扱いのうえでの変更がある。

4. 財政上の特例

指定都市への移行に伴い移譲事務や行政組織等の変更などによる新たな財政需要が出てくるが、これに対応して、国や県から財源の譲与や交付金、支出金の増額等の措置がなされるが、この財政上の特例は、歳入に係るものと歳出に係るものとに大別される。

(1) 歳入にかかわるもの

① 特定財源

指定都市になることにより、一部の国道（指定区間以外）と県道の管理が市へ移管されることになり、それに伴う道路管理の費用にあてることを目的として、財源の付与がある。地方道路譲与税の増額など5項目が増額される。

② 一般財源

その他一般財源については、地方交付税の算定の変更や地方税の課税範囲の変更など4項目の変更が生じる。さらに、地方債の取扱いが5項目の変更を生じることや、宝くじの発売を認められることなど合計10項目の変更がある。

(2) 歳出にかかわるもの

指定都市に移行すると、県からの移譲事務の処理に伴う経費（児童相談所の設置、国道・県道の管理、民生・保健衛生・土木建設・教育行政事務等）及び行政機関などの設置に伴う経費（区役所、区選挙管理委員会、区農業委員会、人事委員会等）について、相当の増加が見込まれる。

5. 指定都市制度の基準

昭和31年に、かつての特別市制に対して、従来の制度を主張する都道府県と大都市側とのさまざまな議論の結果、指定都市制度が妥協の産物として誕生したわけであるが、その制度の基礎となる地方自治法上の規定では、第252条の19第1項に明確に「政令で指定する人口50万人以上の市」と明記されている。

ところが実際には50万人になればすべて指定されるわけではない。規定とは別に自治省の指定基準が定められており、そこには人口100万人程度、人口密度の高いことなど、次のようなことが政令で指定するために必要な具体的な指標とされている。

- ① 人口が100万人程度で人口密度が高く（1k㎡あたり2,000人以上）、市域面積が200k㎡程度であること。
- ② 県からの移譲事務を処理できる能力など、大都市の経営に対応できる行政能力及び財政力が備っていること。
- ③ 行政、経済、文化などの都市機能が充実していること。
- ④ 行政区を設置し、区の事務を処理する体制（区役所の設置など）が整っていること。
- ⑤ 第一次産業が10%以内であり、第二次産業（製造業など）及び第三次産業（小売業、サービス業など）の就業人口比率が高いこと。
- ⑥ 固定資産税課税標準額が既存の政令指定都市と比較してへだたりにないこと（3,000億円以上）。
- ⑦ 政令指定都市になることについて県と市

の意見が一致していること。

前節で大都市の特例の現況をみてきたが、その特例内容と現状の都市の自治能力拡大という視点からみると、果してこの自治省の指導基準、具体的な指標が妥当であるのかどうか、これは現在大きな議論になっているのである。

昭和64年4月1日に仙台市が政令指定都市になることがほぼ確定的とみられているが、大阪では堺市、近くでは千葉市をはじめ政令指定都市となるべくさまざまな運動をしている人口50万以上の都市がある。昭和62年3月末日現在の人口50万以上の都市は、仙台、堺、千葉の他にも岡山、熊本、鹿児島、浜松、東大阪、尼崎、船橋の10市にのぼっている。

最近の政令指定都市の誕生をみると、昭和60年4月に政令指定都市となった広島市では、実に14年間にわたって周辺の14町村との合併を重ねてきており、100万程度という自治省の指標

に達するまでかなり無理な合併を進めた経過がみられた。そのため市域内に合併を合意しない4町を残したままでの指定都市への移行となった。

また、仙台市の場合をみても、隣接の1市2町との合併を前提として指定都市への移行となるわけである。特に泉市においては合併について市内を2分する意見の対立を生じ、住民投票による「市民意向投票」が行われ、わずか3,600票差で合併賛成が多数になるという事態を生じ、合併による後遺症が憂慮されている。

そのことから考えると、地方自治法上の人口50万以上の都市を指定都市とするのか、自治省の人口100万程度という指標が果して妥当かどうか、これは大都市の特例内容をみながら検討すれば、問題点を多く含んでいると考える。この是非については、改めて第3章で検討することにする。

<資料1> 大都市制度の沿革の概要 (その1)

| 年 月 | 内 容 |
|-----------|--|
| 明治 22年 4月 | 市町村制(明治21年法律第1号)施行される。市制は人口2万5千人以上の市街地で、府県知事の具申により内務大臣の指定する地域で施行された。明治22年中に39市が指定された。 |
| 同 | 「市制中東京市、京都市、大阪市ニ特例ヲ設ク」(明治22年法律第12号)が施行される。三市について、国家的重要性から市制の特例を定めたものであり、主な内容は次のとおりである。 (1) 三市の市長の職務は府知事、助役の職務は書記官が行う。 (2) 市の執行機関である市参事会は、府知事、書記官及び名誉職参事会員をもって組織する。 (3) 収入役、書記の職務は府の官吏が行う。 (4) 三市は従来の区を存し、府知事は、区長をして区内の国及び府の行政を補助執行させることができる。 |
| 31年10月 | 市制が一部改正され三市の区が固有の事務を処理することとなる。 |
| 44年10月 | 市制中東京市、京都市、大阪市ニ特例ヲ設クが廃止される。 市制町村制の全部が改正され、市制(明治44年法律第66号)により及び町村制(明治44年法律第69号)が施行される。これにより、 (1) 三市の区が法人とされ自治区となる。 (2) 三市以外の市についても、区(行政区)を設けることができる。 (3) 市の執行機関が市参事会から市長とすることとされた。 |

II 府県と大都市の機能分担

地方自治についての制度改革を論ずる場合、国との関係では自治体の権限を強化し、都道府県との関係では市町村の権限を強化するという方向づけについては、すでに総論としての合意形成がなされている。第1次臨時行政調査会はすでに昭和39年に、①現地性、②総合性、③経済性の原則を示し、これにもとづいた行政事務の再配分を行うことを提言しているし、地方制度調査会でも具体的な配分を示した答申を数度にわたって出している。そして最近では、第2次臨時行政調査会で国と地方の機能分担と地方行財政の改革についての答申を出しているが、このいずれも実現に至っていない。

まず、国と地方の関係では、これら総論的な

大都市制度の沿革の概要 (その2)

| | |
|------------|--|
| 大正 11年 3月 | 六大都市行政監督ニ関スル法律(大正11年法律第1号)が施行され、六大都市を他の都市と同一に取扱うことは実情に合わないという理由で、事務の一部について府県知事の許認可等を要しないこととされた。 |
| 昭和 5年 1月 | 大都市問題の解決のために、大都市制度調査会が設置される。 |
| 18年 7月 | 東京都制が施行され、東京市を廃して東京府に含め、従来の府と市の対立を解消し、首都行政の一元化が図られた。 |
| 21年 10月 | 地方制度調査会が設置され、大都市問題を中心に地方制度の抜本的改正を審議することとなった。 |
| 昭和 21年 12月 | 地方制度調査会が五大市に特別市制を実施することを答申した。 |
| 22年 5月 | 日本国憲法が施行される。 |
| 同 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)が施行され、憲法にのっとり、地方分権の強化と地方自治の民主化、合理化を目的に、地方行政制度が全面的に改正された。大都市に関しては、地方制度調査会の答申にもとづいて特別市の制度が規定された。特別市制は、五大都市を府県の区域外に独立させて、府県と同様の権能を認め、五大都市における自主的、一元的な行政を目的とするものであり、人口50万人以上の市について法律で指定することとされた。 |
| 28年 10月 | 地方制度調査会が地方制度改革に関する答申を行い、大都市問題に関して、さしあたり事務及び財源の配分と許認可権の整理を行うことにより、大都市行政の合理化を図ることが示された。 |

改革が実施されることを前提として、府県と大都市との機能分担のあり方について考察してみたい。

1. 県機能のあり方、機能の検討

いま、自治体間の政府間関係のあり方について、特に大都市の機能と役割を検討するためには、府県の制度と機能のあり方の議論を抜きにしては考えられない。

つまり大都市制度そのもののあり方の検討をすると同時に、府県制度のあり方、府県の機能

を検討しなくてはならないということになる。

そもそも地方自治制度は、自治体が団体としての自治が保証されると同時に住民に対し十分に責任をもち（団体自治）、住民の自己決定が生かされる制度（住民自治）が保証される必要がある。そのために住民にいちばん身近な自治体としての市町村の機能を充実させる必要があり、府県の持っている機能をできるだけ分権化する必要がある。と同時に、府県が広域的自治体として持っている本来の広域的調整機能をさらに強化させる必要がある。言葉を変えていえば「府県機能の純化と強化」と言い現すことができる。

府県の機能については、地方自治法第2条第6項で「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、（以下列記するような）概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及び一般の市町村が処理すること

が不適當であると認められる程度の規模のものを処理するものとする」という規定がある。行政法の立場からは、「広域」「統一」「連絡調整」「補完」の四つの機能を都道府県は機能として持っている広域的自治体であるといわれているが、この機能のあり方について、もう一度見直す必要があるのではないかということが大きな論点である。

府県のもつこの4つの機能のそれぞれについて、特に大都市との関連で検討すれば次のようになる。

(1) 広域行政

まず、「広域行政」であるが、これは広域的処理を必要とする事務事業については府県が執行する役割をもっているということである。だが、この問題についてみると、市町村合併などがかなり進んでくると、府県のもつ広域行政の機能がかなり低下をしてきているのが現状で

大都市制度の沿革の概要（その3）

| | |
|-----------|---|
| 昭和 31年 9月 | 地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）が施行され特別市の制度は廃止され、新たに指定都市制度が規定された。 特別市の制度は、 (1) 五大都市を除いた残存区域だけでは円滑な府県の行政は出来ないとして、府県側が強硬に反対したこと。 (2) 特別市を指定する法律は、憲法第95条の規定により、当該府県の住民投票に付されるが、当時疎開等で人口が激減していた五大市都市側が過半数をうる見込みがなかったこと。 などの事情もあり、実際に法律による指定がなく廃止された。 |
| 昭和 31年 9月 | 地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）（以下「指定都市の指定に関する政令」という。）が施行施行され、9月1日から大阪市、名古屋市、京都市、横浜市及び神戸市が指定都市となる。 |
| 38年 4月 | 指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令（昭和38年政令第10号）が施行され、4月1日から北九州市が指定都市となる。 |
| 47年 4月 | 指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令（昭和46年政令第276号）が施行され、4月1日から札幌市、川崎市及び福岡市が指定都市となる。 |
| 55年 4月 | 指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令（昭和54年政令第237号）が施行され、4月1日から広島市が指定都市となる。 |

ある。従って、計画・施行・管理の全般にわたる広域的処理を必要とするものについては府県に委ね、現地処理が可能なもの、特に大都市地域内のもは大都市へ移譲することが良いのではなかろうか。しかし、自治体間をまたがる広域的な課題は、当然府県の機能として保持されなければならない。

(2) 統一行政

次に「統一的な行政」であるが、この中には、規制行政と言われているものが多く含まれており、規制的な行政については、本来全国的な基準に基づいて統一する場合の指導的役割を国にかわって府県がはたすという機能である。住民生活に影響を与えるような問題で、例えば公害関係の問題については公害防止法に基づく様々な施策が行われているが、かなり画一的な内容となっている。このような画一的な統一を図るための規制の他に、それぞれの自治体で「上乘せ」や「横出し」といった地域の実情を考慮した規制内容を強化できるようにする必要があるのではなかろうか。従って統一行政については、できるだけ基本的な基準を示すだけに止め、大都市や都市の実情にあわせた運用ができないかどうかを検討する必要があると考える。

この統一行政についていえば、例えば「環境アセスメント」は神奈川県独自の条例に基づく行政であるが、これについて統一基準は決めているものの、市町村の独自の判断による適用範囲の拡大（横出し）、規制基準の上乗せを認めることが制度的にできるようになっている。具体的な個別の統一行政にあたっては、このような市町村の自主性を発揮できる方向も、当然検討される必要があるのではなかろうか。

(3) 連絡調整

次に「連絡調整」に関する調整機能であるが、この機能は本来的に広域自治体としての府県が持っている機能であり、これなくして県の役割はないとすらいえるのである。府県の持つ調整機能としては、国と市町村間との調整と、県内の市町村間の調整の両方の機能をもっている。このうち、国の各省庁からの通達や指導を経由する機関としての県の機能について考えると、国からの経由事務を通じて国の政策や意思が市町村に貫徹する仕組みになっており、府県が国にかわって市町村を指導監督する立場におかれているわけである。

したがって経由事務と補助金行政を通じて国と府県、そして市町村が上下の関係におかれるようになってくるため、この経由事務による調整機能についてはもう少し弱められてよいのではないかと考える。そして市町村の相互の意見を十分聞きながら、市町村間の調整機能を十分果すという本来の仕事を拡大していくことが、府県の機能としては重要である。そして府県の役割としては市町村側の立場にたって、長洲知事がいう市町村の連合事務局としての機能に転化していくことが必要なのではないかと考える。

(4) 補完行政

4つ目の「市町村が処理することが不適當であると認められる程度の事務」これは、通常、補完行政といわれているものである。本来の機能としては、基礎的自治体だけではなし得ないような専門的・技術的行政研究や広域的政策立案を市町村にかわって補完するのがこの補完行政である。

この範囲はさまざまなものがあり、補完という名で多くの行政を県がやりはじめると、かなり市町村との重複行政ということが起きてくる。必要がないにもかかわらず補完する、という批

判がある一方で、もっと多くの事業をやって欲しいという要望もある。例えば、福祉・文化施設の建設とかサービス行政については、重複して行ってもよいのではないかという意見もある。補完行政のあり方については、今後検討される課題であろうと思われる。

2. 府県機能の転換と国の事務の移譲

(1) 府県の機能の再検討

大都市制度との関連で府県の役割を見直す場合、府県の機能は前節で述べたような地方自治法で言う、広域・統一・調整・補完の4つの機能で良いのかどうかということである。これらの機能区分以外にも府県としての役割はあるはずであるし、また区分の分け方にも問題が残っている。

例えば、具体的な課題として、地域における経済対策、産業政策をどう作りあげ、実現させていくかというような問題に取り組むことは、大都市であっても個別の自治体だけではむずかしい課題である。これらの政策づくりと事業の実施については、府県の役割として大都市などと協力をしあって積極的に執行されるべきであるのだが、これらの仕事について「広域事務」であるからとか「補完事務」であるからという区分をしてみてもあまり意味を持たないわけである。

また、幹線道路や鉄道を含めた地域交通の課題、広域的な環境保全や自然保護の推進のための施策、廃棄物の最終処分場の確保の問題、水資源の確保の問題などは、大都市といえど単一自治体での処理は困難な課題である。これらの業務は府県の広域的機能として、市町村との協

力関係をつくながら、府県の機能としてより充実される必要があるのではないか。これらの事業を地域の実状にあわせて実施していくためには、県が現在持っている機能だけではまだ不十分であるので、その機能を再編成し強化していく必要があるのではなからうか。

現在、都道府県の仕事の7割が機関委任事務であるといわれていることから考えると、機関委任事務が県に集中していることについては、まず再検討されなければならない。同時に総合的な調整を行う機能を持つ都道府県の役割を、より充実させるためには、国の持っている許認可権限を、特に国の出先機関が持っている許認可権限を都道府県に移譲すべきではなからうか。

(2) 府県へ移譲すべき国の権限

府県へ移譲すべき具体的な権限として、財政的な問題では起債の許可権がある。市町村の起債に対する許可は都道府県知事が行うことになっているが、実際の許可権の行使については自治省、大蔵省との協議のうえで行うということになっている。また公共事業に関する補助金も、経常事務に関する市町村に対する補助金も県を通じて補助をするという形式がかなり多い。そのような補助金については一括してメニュー化した形で内容を提示しながら、都道府県にその配分方法を委ねるという方法も考えられる。

よくいわれていることだが、バスの停留所の位置を一つ直すについても、いちいち陸運局の許可が必要とするような制度については問題があり、地域行政の責任者たる知事または大都市市長の権限に改められるべきであろう。また、都市計画決定には大臣の許可が必要となっているが、本来的には府県及び大都市の持っているべき権限であり、まちづくりの基本計画には大臣の許可を不要とし、報告程度に改めるように

するべきである。

また、水道供給事業の認可についても、厚生大臣の許可が必要とされているが、これらは府県域をこえて取水するような場合は別として、府県内で処理されるような水道供給事業については、都道府県知事の権限でよいと考える。

その他に、国が様々な形で規制をしている監督、指導についても廃止をすべきものが多くあり、規制を緩和すべきものも多く指摘されている。地方自治法第2条10項では「次に掲げるような国の事務を処理することができない」として、司法に関する事務や、運輸、通信に関する事務などが規定されているが、地域政策を実現させるための総合的な権限については府県に持たせる必要がある、その実現の方向としてこの自治法の規定は当然見直されなければならない。特に、情報化や国際化の進行に対応した広域的な地域政策の実現のためには、運輸・通信の権限などの自治体への分権化が必要となっている。

ちなみに、昭和57年5月に神奈川県知事が「地域から国への提言」ということで「行財政システム改革に関する意見」を提出している。この中で、許認可事務等の整理合理化について具体的に整理をした内容がもりこまれており、①国の許認可事務等について廃止すべきもの77件、②規制の緩和をすべきもの57件、③簡素合理化すべきもの34件、④都道府県に移譲するもの43件、市町村28、民間へ3件、合計74件あると指摘している。具体的な許認可事務について整理合理化をすべきであると個別の事業にわたって検討され、意見が出されており、貴重な資料である。

また同様な趣旨の提言が、昭和62年11月に埼玉県から「行財政改革に関する提言」として出されている。国と地方を通ずる事務・権限配分と財源配分についての提言である。これらの提

言の具体的内容に基づいて、国の機関、特に出先機関で持っている事務を整理・統廃合しながら、許認可権限を都道府県の知事に移譲すべきではないかと考える。あわせて、それに伴う財源配分の見直しも行うべきだといえる。

(3) 非現実的な道州制や地方庁構想

府県制度の改革についての議論の中で、府県行政広域化のために道州制や府県合併そして地方庁をつくるべきだという議論がある。歴史的には、最初は昭和28年10月の第1次地方制度調査会で道州制等を含めて府県の規模の合理化についての答申が出された。これを契機に、折からの特別市制とのかかわりで全国市長会から道州制の意見が出された。

また、昭和32年10月の第4次地方制度調査会は、府県を廃止して全国を9ブロックの国の出先機関と地方自治体の両方の性格をもった「地方府」を置くという道州制を提言した。これにともない道州制の議論が多く出されるようになり、38年の第1次臨調でも議論がなされ「地方庁」構想が出された。そして同年の第9次地方制度調査会では「府県連合方式」の答申があり、40年の第10次地方制度調査会は自主的な「府県合併」を提案した。政府はこれらをうけ府県合併特例法案を議会に再三提案したが、その都度不成立に終わっている。

この主張は、今日でも折にふれ出されており、「阪奈和」構想、「中部圏」構想などが特徴的なものである。昭和57年にも関西経団連が道州制の提言を、折からの第2次臨時行政調査会に出しているように、主として経済界に強い意見がある。

こうした道州制や地方庁構想には多くの問題点を含んでいる。現実的には実現の可能性は薄いものと思われるし、こうした改革のあり方は

地方自治の観点からは問題があるといわざるを得ない。

道州制には3つのタイプがあり、①国の出先機関とする地方庁構想、②完全自治体と認める連邦制、③国の出先機関と地方自治体の両方の性格をもつ地方府、である。

まず①の国の出先機関とする案では、府県を廃止し国の出先機関とすることは、行政の混乱をまねくだけであり何の効果もない。②の連邦制では歴史的な経過をもつ西独や米国などとはちがいが、日本では完全な自治体（国家機関と準ずる）となることはむずかしいものといえる。また③の府県を残したままでの地方庁については、一見実現可能性があるようにもみえるが、各省庁のタテ割行政の強い日本でどれだけ地方庁に権限移譲されるのか、問題なしとしない。またこの場合、市町村、府県、そして地方庁の三層制となり、行政効率は増々悪くなると思える。

以上のように、多くの議論が起る道州制ではあるが、いずれもその実現によって得られるメリットより、非効率的な重層行政になることが明かであり、非現実的な議論だといえよう。

3. 大都市へ移譲すべき府県機能

以上のような形で、県の機能のあり方を再検討するとすれば、特に大都市に関しては、いくつかの機能を県から大都市に移譲する必要があるのではなからうか。

大都市の機能について府県との関連で整理すると、原則的考え方としては次のようになる。

- ① 大都市は、その市内の行政については基礎的自治体としての機能を行う。
- ② 国の団体及び機関委任事務の委任につい

ては本来廃止されるべきであるが、全国的な画一的に処理すべきものがあれば機関委任をうけるが、その場合大都市とその機関は特例的に移譲をうけるのではなく原則的に府県と同一に取扱うこととする。

- ③ 府県は大都市を含む広域的自治体として、広域事務を担当し、府県内の連絡調整を行い、府県単位で統一が必要な場合は②の場合でも府県に権限を保留する。

以上のような原則が大都市と府県間の機能分担として確認されたうえで、具体的に府県のもつ機能を大都市へ移譲させる必要がある。また、この場合、大都市として総合的な調整を行い得る権限を中心に移譲されるべきであると考えられる。

例えば、社会福祉施設の設立を許可をする行為、また設立された後の福祉施設について監督をする権限、これは現在は都道府県知事が持っているが、大都市の場合は、日常的な指導を大都市に移してもよいのではないか。それから消費生活協同組合を設立するとか、中小企業の協同組合を設立するというような許可権限も都道府県知事にあるが、これも大都市への移譲でよいのではないか。さらに都市計画区域の決定は、本来は都道府県知事にあるわけだが、決定したもののについて国の承認を得るきまりがあるが、特に大都市の都市計画、線引きの問題も含めて用途地域の指定などについては、実際には大都市で決めたことが県もそのまま承認するという状態ではあるので、本来の決定権をやはり大都市に移譲すべきであろう。

またまちづくり推進するうえで、例えば違反建築等をやっている業者に対し、建築業業者の許可、処分の問題、業者に対する勧告の問題などについて大都市にその機能がないため違反建築等の指導が行えないというようなこともある

ため、これらの権限を大都市に移したらどうかと考える。更に消防行政の中で、危険物の規制については、今現在は県の工業保全課でやっているが、火薬・ガス・電気等の取締り等についても、大都市の消防局に移していく必要があるのではないかと考える。

都道府県から大都市に移すべき具体的な事務内容については、昭和40年5月指定都市事務局のまとめによると「大都市事務再配分の考え方」と「行政事務再配分に関する資料」があり、上記の指摘のほか80余の法令にもとづく権限の移譲をもとめている。また、昭和44年1月自治省が実施した「大都市実態調査」の際に各市から出された権限移譲をもとめたものを、44年5月に指定都市事務局がまとめた資料があり、そこにも同様な要望がよせられている。

最近では、昭和60年6月に勅地方自治協会が「市町村の規模・能力に応じた事務配分について」の報告を出しており、その中で政令指定都市に再配分すべきものとして上記の点について指摘をしていることに注目しておきたい。

4. 府県と政令指定都市との 事務配分と財源配分

(1) 一致しない事務と財源の配分

事務配分と財源についての原則的考え方は、地方自治体に配分された事務に要する費用は、地方自治体の財源として保障し、全額負担主義をとるべきであり、事務配分に見合った財源配分方式を確立しなければならないと考える。現実には、この事務配分と財源配分のアンバランスがあることから、多くの問題点を生じさせているのである。

都道府県と政令指定都市との関係の事務配分

と財源配分の問題については、かなり複雑な関係になっているが、とりあえず現状の問題点だけここでは洗い出してみたい。

政令指定都市の財源配分の特例については、第1章でみたとおり、道路財源としての地方道路譲与税、石油・ガス譲与税など、譲与税関係が中心であり、他に自動車取得税と交通安全対策の交付金の増額があるだけである。ところが事務配分については、地方自治法に基づく特例以外に、個別法の特例によって指定都市に様々な事務が来ているわけである。権限の移譲は都市の権限を強くすることになり、自主制が高まるわけで自治体にとっては悪いことではないのだが、しかしその事務内容と財源が一致していないことが特に問題であろう。

本質的には国と地方、特に基礎的自治体である市町村への税財源の配分のあり方の再検討がもとめられている。しかし、現実的には財源の多くは国に集中されており、地方交付税制度と補助負担金制度で地方自治体に再配分されるしくみになっている。この財源再配分機能を通じて国、府県、市町村の上下関係が成立しているとすらいえる状態にある。

府県と特に大都市との財源配分も一般市と同様な画一的配分であり、そのために都道府県と政令指定都市の財政援助関係はどうかということが議論になる。その時いつも議論になるのが、前述した重複行政ということである。重複行政の具体例として、消費者行政として県の消費者センターがあり、横浜市の消費者センターがあるという問題が出されているし、自然保護・環境保全についても同じようなことがある。青少年保護育成については、神奈川県青少年会館を市町村に移譲するかしないかという問題があるように、県の事務なのか市町村の事務なのか、ずっと二重の行政が今までに行われて来

た例がある。

また、中小企業に対して、資金融資や斡旋等についても同じようなことである。文化行政、婦人行政など最近はやりの行政についても、まさに重複している部分がある。これらを整理することを含めて、都道府県から政令指定都市に対する税配分上のものと、事務のアンバランスというものは少なくとも直していく必要があるのではないか。

(2) 都市基盤整備財源は大都市に

すなわち、都道府県と大都市との関係では、一般市と同様に画一的になっている事務配分と税財源配分をもう一度見直し、改める必要があるのではないかということである。都市基盤整備による利益を得、主に都市の集積のメリットを多くの企業や法人が得ているわけであるが、この法人の利益に課税する法人税を基礎においている事業税は県に入る。この制度が府県の主要財源をささえているのであるが、大都市側からみるとこれはおかしいのではないかという議論もある。都市経営を行うという立場から、都市的な要素を持った税金、つまり料理飲食税とか、娯楽施設交付税などについては、都市に配

分されるべきではないかという意見もある。

逆に、府県に配分されている仕事をみると、府県には経常的経費を必要とする事業が多く、例えば小中学校、高校の教職員の給与や、警察官の給与を負担しており、このため人権費が予算の半分を越えるところも多くみられる。経常的に安定した財源が必要であるにもかかわらず、事業税など景気の変動による影響をうけやすい財源に府県財政は依存している、という問題点がある。

高寄昇三氏は法人事業税の大都市への移譲を行い、その代償として大都市の教育職員の県費の人件費負担も大都市で行うことや、県立諸施設の管理を大都市へ移譲することなどの提案をしているのが注目される。このように事務配分と税財源の再配分の問題についてはかなり本格的な議論が必要であろう。ここではまだ結論付けるところにいたっていない。

以上のような形で、都道府県と大都市の役割をかなり整理をし、機能分担を明らかにする必要があるということは、今までも言われてきたところであり、その方向付けの一端について述べてみた。

III 大都市制度の改革課題

1. 大都市の特例制度を認める是非論

大都市について、一般の都市との違いを論じ、大都市だけの特別（又は特例）の制度を行うべきであるという論議は、歴史的にも古くからある。東京市政調査会の星野光男氏によれば、①大都市であるため国が直接統治する方式として西欧の大陸型の特例（フランス、イタリア等）があり、②大都市として特例的な価値づけを与え完全自治体として一階層の制度とする英米系の特別市制（イギリス、アメリカ）の2つの方向があるという。

日本でも明治22年の市制施行後の10年余は大陸型の国直轄都市であった。また逆に戦後の昭和22年地方自治法発足当時は英米系の特別市制が制度としてはできることになっていたが、昭和31年に改正され、現行の政令指定都市制度となったことはすでにみてきたところである。

原理的には、大都市としての特例や特別制度が必要であるかどうかについて、まず次のような2つ意見の相違が出る。

- (1) 大都市として多くの人口や都市問題をかかえているので、特別（特例）の制度が必要である。
- (2) 住民自治の基本的立場にあたって、自治体の大きさは適正規模にとどめ、特別な大都市制度は認めることなく、分節化すべき

である。

大都市制度の特例を認めるべきだという論者は、その理由として、①大都市の持つ政治的・経済的な重要性がある、②人口産業が集中したことによる事務事業・行政需要が量的に拡大し、質的にも変化していることへの対応が必要である、③府県と大都市との二重行政や重複行政をさせ、効率的な行政運営を行う必要がある、という主張であり、それなりに論拠をもつものといえよう。

それに対して、大都市の特例ではなく、分節化を行うべきであるという論者は多くないが、①人口100万人をこえる大都市において単一の行政機構では多様化している行政需要に対応できない、②都市空間は市民自治により創造されるべきであるので、その基層となる自治体に分節化される必要がある、③そのために政令指定都市制度を廃止し、行政区を法人格をもつ自治区として独立させることが必要である、という主張である（新藤宗幸氏、鳴海正泰氏ら）。都市自治や市民自治を基調にすれば、当然適正規模の自治体であることが市民自治にとって必要なこととは言うまでもなく、それなりに論拠のあることといえる。

これらの意見は、(1)の特例を認める場合でも、前述の大陸型・英米型の2つに分けられ、(2)の特例を認めない立場に立って大都市は分割するという結論に到達する。また、制度論としてはその他に基礎的自治体と広域的自治体の2階層方式の是非をめぐる議論があり、前章でみた道州制や地方庁構想などもある。

東京都は首都という特別要素があるため都制と23区の特別区制がひかれているが、これも昭和59年6月都制度調査会報告により「新しい都制度のあり方」の提言が出され特別区の完全自治体化に近い方向が出されており、その実現にむけた協議が進められている。こうした折から、第Ⅱ章でみた改革が行われることを期待しつつ、大都市制度について、その内部における改革のあり方を前記の(1)(2)の論議に結論づけることなく、ここでは現行制度を軸にすえながら改革の方向づけについて考察してみることにした。

2. 特別市制と指定都市制度

第Ⅱ章でみたような府県制度の改革を行うことができるかすると、大都市の内部における制度改革はどうかの課題になる。現在の指定都市は、人口300万を越える横浜市、250万の大阪市、200万を越えた名古屋市などは巨大都市といえる。また札幌市も150万を越え、すべての指定都市は100万人を突破している。こうした大都市の自治制度はいかにあるべきかが改革課題となる。

指定都市制度の改革のあり方については、この章の1節にあるように様々な方式が考えられる。ここでは、昭和61年8月に開かれた「21世紀を展望する大都市フォーラム」の報告書の中に横浜国大の成田頼明教授の論文があり、その中で指摘をされた指定都市制度の諸方策を参考にしたい。成田教授は具体的には次の4つの方策が考えられるのではないかと指摘している。

(1) 特別市の復活方式

戦後の地方自治法の中で規定され、昭和31年

の改正でなくなった特別市という制度を復活する方式がまず大都市制度の改革の方向として考えられる。

特別市の制度を復活するということは、地方自治制度を2階層制にするか、1階層にするかという制度の基本にかかわる問題を含んでおり色々議論があるところであろう。特別市制となると、府県の範囲から特別市の地域が全部除かれるということになり、現在2つの指定都市をかかえている府県では制度として成り立っていないのではないかと問題が起り、制度的にも財政的にもかつて府県側からの強い反対があったわけである。これが現在、現実的に復活できるのかどうかはかなり問題があると思われる。

(2) 指定都市の拡大・強化方式

現在の指定都市の制度を、さらに権限や財源を拡大・強化をする方向や方法が考えられる。人口50万人という法規定だけで指定都市化することには問題があるが、歴史的・政治的・経済的・社会的・文化的にその圏域の基幹・中枢的な地位を有する市については、あえて周辺部市町村の合併によって人為的な人口増加をすることなく、指定都市に指定してよいのではないかと。そのために、府県機能のうち都市行政にかかわる事務事業とその権限を大都市へ分権・移譲をすすめる必要がある。

(3) 市の等級分類方式

指定都市制度を廃止して、都市の規模別、都市住民の産業構造などを基準に都市を幾つかのランク付けに分けて、そのランク付けに従って分類をし、権限を移譲して行く方法がある。これは自治省の関連機関で、前述した地方自治協会が59年に出した提言を基礎にしており、指定都市制度は存続することにして、都市を等級分類するという考え方であった。成田教授はさら

に論を進め、一括して人口で分けるだけではなく、指定都市制度もなくして、人口ランクと都市機能の問題でランク付けをしていくという考え方もある、と提起している。

また、遠藤文夫氏は「大都市制度論の新方向」（都市問題研究59、4～5月号）で、当面「準指定都市」の制度を創設し、指定都市、準指定都市、市、町村の4段階の基礎的自治体の制度に変更し、それぞれの段階で事務・権限の再配分に関する制度を指向することを提起しており、成田氏と同じ系譜に入るものといえよう。

(4) 都制方式の拡大

いわゆる東京都の特別区制方式をとるという方法である。つまり特例の自治体として区を強化して、区の中に区の議会を置く。区長の任命をどうするのかなどの議論は次節にゆずるが、こうした東京都制度を他の大都市圏に拡大する方法があるのではないかと、ということである。しかし、府県と市町村という二層制が完全に定着しているので他の府県に拡大することは実際には困難であろう。

以上のように4つの考え方が示されている。

(5) 大都市の分割

理論的にはこの他に、前節でみたような、大都市としての特例を認めず大都市の分割（分節化）という方式が考えられるわけである。この論は市民自治の本旨からすれば当然のことになるのだが、現実にはさまざまな問題が起きてくるのが予想される。

実現可能な方式とすれば、二番目の指定都市制度を拡大・強化をさせることが、現実的な方向ではないかと思われるが、改革の方向としてはさまざまな方法論があり、引続き研究を進める課題であると考えている。

3. 大都市内部の分権化の方向

大都市制度について、指定都市という特例的制度にするのか、特別市という制度にするのか、都市を分節化するかというさまざまな論稿をみてきたが、大都市を現状のままでもよいと考える論者はいない。現実的な処理が可能な方式としては大都市として権限を拡大し、住民自治を考えるうえでは、もう少し住民に密着した行政が行われるような行政組織の改革が必要なのではないか。その為には、大都市の分権化の方向が当然必要であり、その方向についてまた多くの議論があるところである。

以下個条的に列記することにした。

(1) 分権化の原則

住民自治を基本をすえて大都市機能を分権化させるための原則的な考え方としては次のような方向が考えられる。

① 広域的な行政については市全体で行う。

これは基礎的自治体としての政令指定都市ということであることから、全市的な広域的な仕事については市全体で行うことが原則となり、言葉を変えていえば本庁で統一で行うということになる。

② 市民の日常生活に密着した行政については

できるだけ区へ移管をし、区長の権限下に置くことを原則とする。その場合に、区に移譲する事務については、基本的な住民生活に密接に関連する事務は統一されて移譲されなければならないが、政策的予算などについてはできるだけ画一的な分権化ではない方がよいと考えられる。画一的に分

権化を行うと、例えば、東京23区の財源配分などをみるとかなり画一的な配分であり、施設の設置をみてもかなり画一的な設置が行われているようである。画一的ではなくて地域の特徴を生かしながら分権化して行くという方向が検討されるべきであろう。

(2) 行政区・区制のあり方をめぐって

基礎的な自治体としての位置づけをめぐって大都市の区制については多くの問題をかかえている。例えば、現行の行政区の問題をどうするか、区制のあり方をめぐって多くの議論が予想される。区の範囲（地域・区域）をどの程度にするのか。1区あたりの人口規模はどの程度の大きさにするのか。市内の全部で区の数をするのか。東京が23区、横浜が16区、名古屋が16区、大阪が26区であるというように大都市内の区の数が多くなると区の数をもどの程度にするかという問題もある。基礎的な自治体としての指定都市と区の関係、区の法人格の問題・区の機能をどうするのかということも問題になってくる。

大区役所主義ということで、横浜で飛鳥田市長当時に様々な試みを行ったが、実際には必ずしも十分なものにはなっていない。

住民自治の方向を重視するとすれば、都市の規模は経験則的にみて人口が10万～20万人程度であるといわれる。人口だけでなく、地域的連たんや交通機関の状況、歴史的な経過などをふまえた適正適規模の面積と範囲が定められる必要がある。当然、現行の行政区の範囲についても再編成されることも予想される。

(3) 区政重視の方向

① 区政の意思決定

区政を重視する具体的な方向としてはどんな

ことが考えられるのであろうか。区政を重視する方向付けをの基本的課題として、市民の日常的な生活に密着した行政を区が行うということになれば、その意志決定の機構や機関をどうつくるのが問題になる。区政という団体自治のあり方とともに、市民自治と市民参加のあり方が問題となる。

例えば、現行の定員5～10名の区を代表する市会議員を選出するだけでは区民の意思を反映するには十分でないため、独自の区議会制度をつくるのが考えられる。この場合、市議会との関係や代議制民主主義の2重構造になるという問題を生じる。都の特別区制を参考にする方向もあるが、これには府県との関係で前述した特別市制論や三層制の自治制度になるという問題点を含んでいる。

それでは横浜市で実施している区民会議という方式にする方法もあり、区政協議会というものも考えられる。前述した昭和41年に政令指定都市の事務局で行われた大都市制度研究会の「大都市制度改革試案」の中に、既に「区政協議会の設置」すべきであるという提言が出されている。「区内における市政全般の執行についての説明・意見の交換・要望等を取りあげるが、同時に区内の関係官庁等の参加をもとめて区民生活全般に関して協議する場所とする」となっている。

さらに区政審議会のような組織をつくり、区選出の市議、市民団体の代表者、学識経験者などにより構成し、地域計画や区の事務事業の内容を審議することも考えられる。地域、地区の代表を一同に会する制度を設けることになるのだが、現在の自治会、町内会長の連合会の代表者が集まって様々な業務を市から請負的に地域へ伝達するよりも良いのではないかと考えられる。

すなわち、区政の意見決定機関をどこに置いてどういう形態にするのかということが議論の焦点である。

② 区の位置づけと事務

現在の行政区では法人格もなく権限も法的に読みかえにより与えられる権能など形式的なものしかないため、いわゆる機関委任事務の機関としての役割しか果たしていない。こうした区の位置づけをどうするか、法人格の付与が事務配分に影響を与えてくる。すなわち区の法人格を認めることは、必然的に独自の事務・権限・財源の配分を与えることになる。したがって法人格を認めるか否かが制度的には大きな問題となる。法人格でも完全に独立した人格ではないが、市の施設の設置や管理のための法人格は少くとも認められるべきであろう。そのうえで、事務・権限の配分を考えられなければならない。

横浜市では既に、福祉事務所、建築事務所については区長の傘下に入ることが出来ているが、まだ保健所と土木事務所も区政の中に入ることが出来ていない。清掃事務所も、公園事務所についても、農政事務所についても同じようなことがいえる。市民の日常生活に密着した行政を区に移すということになれば、これらの行政権限を少なくとも区長の傘下に置かれなければいけないのではないかと考える。

③ 区長の位置づけ

次に区長の位置づけはどうか、区長はどのような方法で選ばれるのかということが問題となる。現在は市長の一方的な人事発令行為によって区長が選ばれるといういわば官選の形であるが、普通の人事移動の一環という形の区長の位置づけでは、区政を重視する方向にはなら

ないわけである。

一番民主的なのは区長公選制という形にするということであるが、地方自治法の施行当初の特別市の区は行政区であったが、区長は住民の直接選挙によるものとされていた。現在はこの条項が削除されているため、公選制にするためには法律改正が必要になる。また、東京中野区の教育委員選出のような準公選制という形が出来るのかどうか検討の余地は十分考えられる。

それらが出来ないとすれば、区長を特別職にすること、例えば議会の承認を得る人事案件にして特別職なみに扱うようにする方法も考えられる。さらに任期をどうするのが課題となる。例えば任期4年制にして市長の任期にあわせて、市政の方向づけを共に決定するくらいのことがなければ区政重視の方向とならないのではなからうか。

④ 区の予算・財政

市民の密着した事務を行う権限を区に与えられるとすれば、それに伴う予算、財政措置が必要となる。地域の自主的な事業を行う地域計画を立て企画し、さらにそれを実施するに必要な経費は、当然市から区に移譲される必要があるのではないかと考えられる。この場合の経費の配分については、区に移譲される事務事業の内容と公共施設等の整備状況などにより行政需要を満す最低水準を保障しながら、画一的でない配分がのぞましい。

以上、今まで2年間にわたって調査研究を続けてきたことについて、一定の整理を行い、これからさらに今後の研究をするための素材として提起した。

〔参考文献〕

- 大都市制度史、同資料編（Ⅰ～Ⅲ）…………… 50.7～59.3 大都市制度史編さん委員会
- 地方制度調査会答申集（第1次～第20次）…………… 61.6 第一法規
- 水口 憲人 大都市制度論をめぐって…………… 52.1 都市問題研究
- 遠藤 博也 政令指定都市と行政区の問題…………… 50.4 ジュリスト総合特集No.1
「現代都市と自治」
- 村上 武則 道府県と大都市—制度的問題点…………… 50.4 ジュリスト総合特集No.1
「現代都市と自治」
- 植田 政孝 大都市税制と財源問題…………… 52.2 都市問題研究
- 星野 光夫 戦後地方自治の変容…………… 52.5 都市問題
- 竹村 保治 大都市制度論をめぐる問題…………… 54.1 都市問題研究
- 本田 弘 府県と市町村の機能分担…………… 56.2 都市問題
- 二宮 正志 大都市制度を考える…………… 56.2 都市問題
- 水口 憲人 政令指定都市と政府間関係…………… 57.4 都市問題研究
- 神原 勝 県機能純化への展望…………… 56.3 自治体学研究
- 鳴海 正泰 転換期にたつ国と地方の財政関係…………… 58.1 ジュリスト総合特集No.29
「行政の転換期」
- 政府間関係研究集団 地方の時代の発展のために…………… 58.6 自治体学研究
- 新藤 宗幸 分節型大都市圏政府システムを構想する…………… 58.6 自治体学研究
- 吉塚 徹 大都市からみた中央—地方関係…………… 58.6 自治体学研究
- 田村 浩一 大都市制度論 序…………… 59.4 都市問題研究
- 遠藤 文夫 大都市制度論の新方向（Ⅰ、Ⅱ）…………… 59.4～5 都市問題研究
- 鳴海 正泰 地方自治の二層性の再検討…………… 60.1 ジュリスト総合特集No.37
「地方自治と文化の変容」
- 財 地方自治協会 市町村の規模能力に応じた事務配分について（最終報告）…………… 60.4
- 成田 頼明 大都市行政と法制度…………… 60.9 ジュリスト総合特集No.40
「これからの大都市」
- 阿部 泰隆 大都市都道府県の関係…………… 60.9 ジュリスト総合特集No.40
— 不用な監督と競合行政 —
「これからの大都市」
- 鹿児島重治 大都市制度の推移と展望…………… 61.8 都市問題
- 本田 弘 政令指定都市制度の動向と問題…………… 61.8 都市問題
- 高寄 昇三 政令指定都市の事務・権限・財源配分…………… 61.8 都市問題
- 成田 頼明 21世紀に向けての大都市制度の再検討 21世紀を展望した大都市行政のあり方
…………… 61.8 — 大都市行政フォーラム（横浜）から —
- 遠藤 文夫 大都市の地区行政機構について…………… 62.4 都市問題研究
- 玉巻百合子 大都市への権限移譲…………… 62.4 都市問題研究

〈資料2〉

政令指定都市の特例の現況 (一覧表)

1. 事務配分上の特例

- (1) 地方自治法の規定によるもの
(地方自治法策 252条の19第1項各号)

民生行政に関する事務

| 移譲事務の概要 |
|---|
| 1. 児童福祉に関する事務 児童福祉法及び同法施行令並びに少年法の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・児童相談所の設置 ・身体障害児童に対する育成医療の給付、補装具の交付等 |
| 2. 民生委員に関する事務 民生委員法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・民生委員の推薦 ・民生委員の指導訓練 |
| 3. 身体障害者の福祉に関する事務 身体障害者福祉法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・身体障害者手帳の交付 ・福祉事務所に身体障害者福祉司を設置 |
| 4. 生活保護に関する事務 生活保護法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・社会福祉法人等の設置する保護施設の設置許可等 ・医療扶助のための機関の指定等 |
| 5. 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 行旅病人死亡人等の引取扱費用弁償に関する規定により県等が処理することとされている事務 【例】・行旅病人等の引取又は費用弁償 |
| 6. 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 母子及び寡婦福祉法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・母子福祉資金等の貸付 ・母子相談員の設置 |
| 7. 老人福祉に関する事務 老人福祉法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・社会福祉法人の設置する養護老人ホ |

ームの設立許可等

保健衛生行政に関する事務

| 移譲事務の概要 |
|--|
| 8. 母子保健に関する事務 母子保健法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・養育医療機関の指定等 |
| 9. 伝染病の予防に関する事務 伝染病予防法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・伝染病予防上必要な事項の実施 ・防疫員の設置 |
| 10. 寄生虫病の予防に関する事務 寄生虫病予防法の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・寄生虫病伝播の媒介となる物件の処置 |
| 11. 食品衛生に関する事務 食品衛生法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・食品、添加物等の検査 ・製品検査のための検査施設の設置 |
| 12. 墓地、埋葬等の規制に関する事務 墓地、埋葬等に関する法律の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・墓地、火葬場などの経営等の許可 |
| 13. 興業場法、旅館及び公衆浴場の営業に関する事務 興行場法、旅館業法及び同法施行令並びに公衆浴場法の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・興行場、旅館及び公衆浴場の構造設備などに関し、県の条例で定めた基準に、条例で必要な制限を付加 |
| 14. 結核予防に関する事務 結核予防法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・結核の医療を担当する病院等の指定 |

都市計画、建設行政に関する事務

| 移譲事務の概要 |
|---|
| 15. 都市計画に関する事務 都市計画法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・開発行為の許可 ・規制区域内での建築行為等の許可 |
| 16. 土地区画整理事業に関する事務 |

| |
|---|
| 土地区画整理法及び同法施行令の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・個人施行の土地区画整理事業の許可等 ・土地区画整理事業施行区域内の建築行為等の許可 |
| 17. 屋外広告物の規制に関する事務 屋外広告物法の規定により県等が処理することとされている事務 【例】・条例により広告物の表示等を制限 |

(2) 地方自治法以外の法令によるもの
 地方自治法以外の法令の規定に基づいて指定都市等が行うこととなる事務は、

民生行政に関する事務

| 移 譲 事 務 の 概 要 |
|---|
| 1. 社会福祉事業に関する事務 社会福祉事業法に規定する事務のうち、地方社会福祉審議会の設置などの事務 |
| 2. 心身障害者対策に関する事務 心身障害者対策基本法に規定する事務のうち、地方心身障害者対策協議会の設置の事務 |

都市計画、建設行政に関する事務

| 移 譲 事 務 の 概 要 |
|---|
| 3. 都市再開発に関する事務 都市再開発法に規定する事務のうち、①市街地再開発促進区域内の建築の許可②市街地再開発事業施行区域内の建築行為等の許可などの事務 |
| 4. 流通業務市街地の整備に関する事務 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する事務のうち、流通業務地区内の基準外施設の建設の許可などの事務 |
| 5. 駐車場に関する事務 駐車場法に規定する事務のうち、①一般国道及び県道への路上駐車場の設置②路外駐車場への立入検査などの事務 |
| 6. 宅地造成の規制に関する事務 宅地造成等規制法に規定する事務のうち、宅地造成に関する工事の許可などの事務 |
| 7. 都市緑地保全に関する事務 都市緑地保全法に規定する事務のうち、緑地保全地区内の建築物の新築等の許可などの事務 |
| 8. 公有地の拡大の推進に関する事務 公有地の拡大の推進に関する法律に規定する事務のうち、①土地の有償譲渡の届出の受理②公共団体等による買い取り希望の申し出の受理などの事務 |
| 9. 国土利用計画に関する事務 国土利用計画法に規定する事務のうち、① |

| |
|--|
| 土地に関する権利の移転等の届出の受理②遊休土地の認定などの事務 |
| 10. 住宅地区改良事業に関する事務 住宅地区改良法に規定する事務のうち、改良地区内における建築等の許可などの事務 |

土木行政に関する事務

| 移 譲 事 務 の 概 要 |
|---|
| 11. 道路に関する事務 道路法に規定する事務のうち、①指定区間の国道の管理②県道の管理などの事務 |
| 12. 道路整備特別措置に関する事務 道路整備特別措置法に規定する事務のうち日本道路公団の行う市道の新設等についての同意の事務 |
| 13. 交通安全施設等整備事業に関する事務 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法に規定する事務のうち、市が管理する国道及び県道に係る総合交通安全施設等整備事業5か年計画の作成などの事務 |
| 14. 共同溝の整備等に関する事務 共同溝の整備等に関する特別措置法に規定する事務のうち、市が管理する国道及び県道への共同溝の建設などの事務 |
| 15. 踏切道の改良促進に関する事務 踏切道改良促進法に規定する事務のうち、踏切道に係る立体交差化計画等の作成などの事務 |

文教行政に関する事務

| 移 譲 事 務 の 概 要 |
|--|
| 16. 地方教育行政の組織及び運営に関する事務 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する事務のうち、県費負担教職員の任免、懲戒、研修などの事務 |
| 17. 文化財保護に関する事務 文化財補護法に規定する事務のうち、文化庁長官の委任による重要文化財等の管理の事務 |

環境保全行政に関する事務

| 移 譲 事 務 の 概 要 |
|--|
| 18. 大気汚染の防止に関する事務 大気汚染防止法に規定する事務のうち、①工場に係るばい煙発生施設及び粉じん発生施設の設置に関する届出の受理②工場に係る検査などの事務 |
| 19. 悪臭防止に関する事務 悪臭防止法に規定する事務のうち、①悪臭物質の排出規制地域の指定②悪臭物質の規制基準の決定などの事務 |

| |
|---|
| 20. 特定工場における公害防止組織の整備に関する事務 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に規定する事務のうち、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設が設置されている工場に係る公害防止統括者等の選任等の届出の受理などの事務 |
| 21. 建築物用地下水の採取の規制に関する事務 建築物用地下水の採取の規制に関する法律に規定する事務のうち、建築物用地下水を採取する場合の許可などの事務 |
| 22. 動物の保護及び管理に関する事務 動物の保護及び管理に関する法律に規定する事務のうち、犬又はねこの引取などの事務 |

※ 指定都市として移譲されるものではないが、各法律の施行令により既存の指定都市10市がいずれも当該事務を処理することとされているもの。

産業、経済行政に関する事務

| 移譲事務の概要 |
|--|
| 23. 国民生活安定緊急措置に関する事務 国民生活安定緊急措置法に規定する事務のうち、指定物質の小売業者に対する標準価格の表示の指示などの事務 |
| 24. 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに関する事務 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に規定する事務のうち、①特定物資の販売者等に対する売渡しの指示②特定物資の販売者等に対する立入検査などの事務 |
| 25. 伝統工芸品産業の振興に関する事務 伝統工芸品産業の振興に関する法律に規定する事務のうち、伝統工芸品の指定の進達などの事務 |
| 26. 中小企業の指導に関する事務 中小企業指導法に規定する事務のうち、中小企業の経営の診断、指導等の事務 |

※ 指定都市として移譲されるものではないが、各法律の施行令により既存の指定都市10市がいずれも当該事務を処理することとされているもの。

その他の事務

| 移譲事務の概要 |
|--|
| 27. 県公安委員会に関する事務 警察法に規定する事務のうち、県公安委員(2名)の推薦などの事務 |
| 28. 諸統計に関する事務 厚生省報告例に基づく社会福祉諸統計及び厚生省統計調査部長・公衆衛生局長通達に基 |

24 府県と大都市との制度改革の課題

| づく衛生諸統計の集計、審査及び報告の事務 |
|---|
| 29. 消防組織に関する事務 消防組織法に規定する事務のうち、市単独又は県との共同による消防学校の設置の事務 |

(3) 都市が処理すべき特例事務 《参考》
地方自治法に定める政令指定都市だけの特例ではないが、個別の政令で指定された都市において処理するものとされている特例事務があり、それを参考までに示すと次のようになる。

① 保健所設置市が処理すべき特例事務

| 特例事務の内容・概要 |
|--|
| 1. 栄養改善法 第8条、第9条、第11条、第12条、第16条 ①栄養相談所の設置、②栄養指導員の設置、③特殊栄養食品の製造施設等への立入検査等に関する事務。 |
| 2. 食品衛生法 第29条の2、第17条等 ①食品衛生監視員を置き営業施設等の監視又は指導、②飲食店営業等の許可等に関する事務。 |
| 3. 有害物資を含有する家庭用品の規制に関する法律 第6条～第8条 ①家庭用品衛生監視員の設置、②家庭用品の製造、輸入、販売業者から必要な報告の徴収等への立入検査等に関する事務。 |
| 4. 母子保健法 第9条、第21条 ①妊産婦等に対する必要な保健指導等、②三歳児の健康診査等、③母子健康手帳の交付等に関する事務。 |
| 5. 伝染病予防法 第19条第2項 ①伝染病予防上の健康診断、死体検察の施行、飲食物の販売、授受の禁止、廃棄等の処分、②ねずみ族、昆虫等の駆除、等子防上必要な措置の施行事務。 |
| 6. 結核予防法 第67条 ①結核患者等に対し定期外の健康診断、予防接種の実施、②結核患者に対して都道府県の支弁すべき医療費用の負担、③結核診査協議会の設置、委員の任命及び監督、等に関する事務。 |
| 7. 性病予防法 第24条 ①性病患者を診断した医師からの必要事項の届出の受理、②患者等の住所等への立入検査等、に関する事務。 |

8. 寄生虫病予防法 第2条

寄生虫病の予防上健康診断又は糞便検査の施行及び費用の負担に関する事務。

9. 「トラホーム」予防法 第3条第1項
検診、従業禁止命令、学校・製造所・旅館・料理店・理髪店・等につき予防上必要な措置命令、等に関する事務。

10. 狂犬病予防法 第25条

①狂犬病予防員の設置、②犬の登録の申請の受理、鑑札の交付、手数料の徴収、③未踏録の犬又は予防注射を受けない犬の抑留、犬の抑留所の設置及び管理、等に関する事務。

11. 優生保護法 第21条第1項
優生保護相談所の必要。

12. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第5条第1項
興業場、百貨店、学校などの特定建築物についての届出の受理、特定建築物への立入検査

13. 理容師法 第17条の2

①理容所の開設等の届出の受理、②理容所への立入検査、処分の理由の通知、等に関する事務。

14. 美容師法 第22条

①美容所の開設等の届出の受理、②美容所への立入検査、処分の理由の通知、等に関する事務。

15. クリーニング業法 第14条

①クリーニング所の開設等の届出の受理、②クリーニング所への立入検査、クリーニング所の閉鎖命令、等に関する事務。

16. 旅館業法 第7条

①営業者その他関係者から必要な報告の徴収
②営業の施設への立入検査、に関する事務。

17. 興行場法 第5条

①営業者から必要な報告の徴収、②営業の施設への立入検査、に関する事務。

18. 公衆浴場法 第6条

①営業者から必要な報告の徴収、②営業の施設への立入検査、に関する事務。

19. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項

①一般又は産業廃棄物処理施設の設置の届出の受理、②産業廃棄物処理業の許可及び違反業者に対し許可の取消、業務の停止命令、

③環境衛生指導員の設置、等に関する事務

20. 墓地、埋葬等に関する法律 第19条の2
①墓地火葬場等の施設の整備改善命令、②火葬場への立入検査に関する事務。

21. と畜場法 第20条

①獣畜のと殺解体の検査及びと殺解体の禁止等、②と畜検査員の設置、③肉等の取り扱い方法、汚物の処理方法の指示、等に関する事務

22. へい獣処理場等に関する法律 第6条、第8条、第9条第5項

へい獣処理場又は魚介類、鳥類の肉、皮、骨の臓器等を原料とする油脂、肥料、飼料等の製造所等の設置者、管理者から必要な報告の徴収及びその処理場への立入検査に関する事務

23. 医療法 第25条、第26条

①病院、診療所、助産所の清潔保持の状況等の検査、②医療監視員の設置、等に関する事務

24. あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 第10条、第11条第2項

①施術所への立入検査、②施術所について使用制限、禁止又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置命令、等に関する事務。

25. 柔道整復師法 第21条、第22条

①施術所への立入検査、②施術所について使用制限、禁止、又は構造設備の改善その他衛生上必要な措置命令、等に関する事務。

26. 歯科技工法 第27条

歯科技工所の開設者等から必要な報告の徴収及び施術所への立入検査、に関する事務。

② その他政令で定める市が処理すべき特例事務

特例事務内容・概要

1. 大気汚染防止法令 法第31条、施行令第13条第1項

①工場にかかるものを除き、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制事務②大気汚染状況の常時監視、等に関する事務。

2. 水質汚濁防止法令 法第28条、施行令第10条

①水質汚濁状況の常時監視、②水質汚濁状況の公表、③排出者から報告の徴収及びその特定事業所への立入検査、等に関する事務を行う。

3. 公害健康被害補償法令 法第4条第3項

第4項、施行令第3条

①大気汚染、水質汚濁の影響による罹患者の認定、②公害医療手帳の交付、③医療費等の支給、等に関する事務を行う。

4. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法令 法第14条 施行令第14条
ばい煙発生施設・粉じん発生施設の設置工場以外の工場に係る、①公害防止統括者、公害防止管理者公害防止主任管理者等の選任、等の届出の受理、②特定工立入検査、等に関する事務。

5. 計量法令 法第139条以下 施行令第16条
計量器の定期検査及び定期検査に代わる検査の実施、立入検査、等に関する事務。

6. 流通業務市街地の整備に関する法令
法第3条第1項、法第3条第1項の大都市を定める政令
流通業務施設の整備に関する基本方針に従い、流通業務団地造成事業を施行する。

7. 建築基準法令 法第4条第1項、法第4条第1項の人口25万以上の指定する政令 施行令第148条
建築主事を置かなければならない。市長は、建築主事を指揮監督して特殊建築物、木造建築物、木造以外の建築物で、一定規模以上のものの新築等の場合、法令に適合することの確認に関する事務を行う。

8. 地方住宅供給公社法令 法第8条 施行令第1条
政令で指定する人口50万以上の市は地方住宅供給公社を設立することができる。

9. 地方道路公社法令 法第8条 施行令第1条
政令で指定する人口50万以上の市は地方道路公社を設立することができる。

10. 中小企業指導法令 法第3条第1項、第3項、第4条 施行令第2条
通産大臣が毎年定める中小企業指導事業実施計画の通知を受け、その市が行う実施計画を定め通産大臣に届け出る、等に関する事務を行う。

11. 国民健康保険法令 法第117条 施行令第39条
被保険者の資格取得者について被保険証の交付に関する事務。

2. 行政監督上の特例

- (1) 知事等の監督を要しなくなるもの
地方自治法の規定によるもの
地方自治法第252条の19第2項・同法施行令第1条の26等（指定都市又はその長が設置し若しくは施行する事務に関し、他の町村又はその長と異なり、道府県知事の許認可・指示等が不要なもの。）

事務項目・根拠法令
(地方自治法施行令)

- 1. 児童福祉法による児童福祉施設の①設置の許可②設置の命令、③休廃止の承認。
第174条の26第6項
- 2. 身体障害者福祉法による①更生援護施設の届出及び種類の休廃止の届出、②その事業の停廃止命令、③施設の長につき報告の徴収又は実地監督、④身体障害者手帳の返還を命ずべき者の知事への通告。
第174条の28第6項
- 3. 生活保護法による生活保護施設の設置の許可。
第174条の29第5項
- 4. 老人福祉法による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの①設置の許可、②廃止時期の許可
第174条の31の2第3項
- 5. 伝染病予防法による①伝染病予防委員設置の指示、②清潔方法、消毒方法の施行等の指示、③ねずみ族、昆虫等の駆除命令、④伝染病院等の設置の指示、⑤家庭用水の供給の指示。ただし知事は特に必要があると認めた場合は、これらの指示命令をすることができる。また、市長が右の指示命令を行なったとき、その他道府県事務を管理執行したときは、知事に通知しなければならない。
第174条の32第7項・第8項
- 6. 寄生虫病予防及び治療に関する施設についての指示。
第174条の33第4項
- 7. 結核予防法による、①定期健康診断ツベルクリン反応検査の実施の指示、②定期的予防接種の実施の指示。
第174条の37第5項

8. 土地区画整理事業法による指定都市が施行する土地区画整理事業につき、施行規定事業計画の認可、換地計画の認可等。

第 174条の39第2項

9. トラホーム予防法によるトラホームの予防及び治療に関する施設設置の指示。

第 174条の42

10. 水道法による一定の基準に該当する水道事業の変更の許可、水道事業に関する改善命令等。

第 174条の42

11. 公益質屋法による公益質屋の貸付金額及び貸付利率の許可。

第 174条の42

12. 社会福祉事業法による①社会福祉施設の改善命令、②社会福祉事業の制限又は停止の命令。

第 174条の42

(2) 知事等の監督に代えて主務大臣の監督となるもの

地方自治法の規定によるもの

事務事項・根拠法令
(地方自治法施行令)

1. 身体障害者福祉による更生援護施設事務従事者の養成施設の附置の認可。認可の取消及び休廃止の認可。

第 174条の28第6項

2. 生活保護法による生活保護施設の設備、運営の改善、事業の停止、施設の廃止についての命令

第 174条の29第5項

3. 老人福祉法による養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに対する報告の徴収・改善命令等。

第174条の31第3項

4. 土地区画整理法による事業に関する報告資料の徴収、勧告、助言、援助。

第 174条野39

5. 22年内務・大蔵省令第5号第1条第1項により、指定都市が地方債を起こし又は起債の方法、利率、償還方法を変更しようとするときの許可は当分の間自治大臣が行う

第 174条

地方自治法以外の法令によるもの

事務項目・根拠法令

1. 指定都市教育委員会の教育長の任命は、文部大臣の承認とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第58条第3項

2. ①地方公営企業の経営について、指定都市と他の市町村との間で協議不調の場合は自治大臣が斡旋調停、勧告を行う。②自治大臣が助言、勧告を行うため、公営企業を経営する指定都市に対し報告を徴収する場合都道府県を経由することを要しない。③財政再建団体である指定都市について財政再建計画の実施状況を監査し又は財政再建計画に適合しない部分の執行を停止し、若しくは財政再建計画の変更を求める権限は都道府県知事に委任しない。

地方公営企業法令 法第40条の3第2項第41条

施行令第27条、第28条第1項、第34条

3. 指定都市が土地開発公社を設立する場合は、主務大臣（自治、建設）の許可を要する。定款の変更公社の解散の場合も同様とする。

公有地の拡大の推進に関する法令 法第29条第2項、施行令第9条

4. 指定都市の開設する中央卸売市場の卸売業者に対し、業務及び財産に関する報告又は資料の要請、立入検査は農林大臣が行う。

卸売市場法令 法第48条第1項
施行令第10条

5. 指定都市の市道については、道路管理者（指定都市）の行った処分又は工事が道路路法令等に違反した場合及び道路の保全又は交通の危険保全又は交通の危険防止上特に必要がある場合には建設大臣がその処分の取消、変更又は工事の中止、変更施行その他必要な措置を命ずる。

道路法 第75条第1項

6. 指定都市が共同溝整備等に関する特別措置法に基づきした処分に不服がある者は建設大臣に対して審査請求をする。

共同溝の整備等に関する特別措置法 第26条

7. 指定都市が設立した地方道路公社の設立定款の変更等は建設大臣の認可を受けなくてはならない。

地方道路公社法 法第5条第2項、第9条

(3) 道府県知事等から協議等を受ける事項

| 事務事項・根拠法令 |
|---|
| 1. 道府県知事は、環境衛生関係営業の適正化にかかる権限行使に際し、指定都市の長の意見を求めなければならない。 環境衛生関係営業の適正化に関する法令 法第64条第1項、施行令第13条 |
| 2. 指定都市の区域を含む都市計画区域にかかる都市計画の決定又は変更については指定都市の長は建設大臣又は道府県知事から協議を受ける。 都市計画法 第87条第1項 |
| 3. 道府県卸売市場の整備計画を定めるとき道府県知事は指定都市の長と協議しなければならない。 卸売市場法 第6条第3項、施行令第10条 |
| 4. ①歴史的風土保存区域内において、あらかじめ届出を要する行為を国の機関がする場合は、国の機関はあらかじめ指定都市の長に通知しなければならない。②歴史的風土特別保存地区において国の機関が建築物その他の工作物の新築、増改築等を行う場合は、国の機関はあらかじめ指定都市の長に協議しなければならない。 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 第7条第3項、第8条第8項 |
| 5. ①日本道路公団の行う有料道路の新設、改築に関し又は同公団の管理する有料道路の占用の許可等に関し同公団からの協議を受ける。②首都高速道路公団、阪神高速道路公団の作成する有料高速道路の工事実施計画書に関し同公団から協議を受ける。 道路整備特別措置法 第6条第1項、第7条の3の第2項 |
| 6. 主務大臣が定める基本計画に関し、協議を受ける。 阪神高速道路公団法 第30条 |
| 7. 主務大臣が定める基本計画に関し、協議を受ける。 阪神高速道路公団法 第30条 |
| 8. 近畿圏整備計画の決定について、意見を述べる。 近畿圏整備法 第9条第2項 |
| 9. 近郊緑地保全区域内において、あらかじめ届出を要する行為を国の機関がする場合は、国の機関はあらかじめ指定都市の長に |

| |
|--|
| に通知しなければならない。 首都圏近郊緑地保全法 第16条、第8条第3項 |
| 10. 近郊緑地保全区域内において、あらかじめ届出を要する行為を国の機関がする場合は、国の機関はあらかじめ指定都市の長に通知しなければならない。 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 第9条第3項 |
| 11. 指定都市の行う宅地造成工事については知事の許可を要しない。 宅地造成等規制法 第11条 |
| 12. ①指定都市の行う建築物用地下水の揚水設備については、知事の許可を要しない。②地盤沈下防止に関し、指定都市の長は環境庁長官に対し、意見を申出ることができる。③国道、府県の揚水設備につき協議を受ける。 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 第4条、第5条、第15条 |
| 13. 道府県公安委員会は交通公害防止のため特定の自動車通行規制を行うときは、指定都市の長の意見を聞かななければならない。 道路交通法令 法第110条の2の第2項 施行令 第42条の2第2項 |

3. 行政組織上の特例

(1) 行政組織等に変更を生ずるもの

| 変更事項・内容 |
|--|
| 1. 区の設定 条例により、市の区域を分けて区を設ける (地方自治法第252条の20第1項) |
| 2. 区役所の設置 市長の権限に属する事務を分掌させるため条例により、区の事務所を設置する。また、必要により区の出張所を置くことができる。 (地方自治法第252条の20第1項) |
| 3. 区長の設置 区の事務所の長として、区長が置かれる。区長は、事務吏員の中から任命される。 (地方自治法第252条の20第3項、同法施行令第174条の4第1項) |
| 4. 区助役の設置(任意設置) 区に区助役1人を置くことができる。 (地方自治法施行令第174条の4第2項) |

| |
|---|
| 5. 区収入役の設置 区収入役は、事務吏員の中から任命される (地方自治法施行令第174条の4第1項、第2項) |
| 6. 区出納員その他の区会計職員の設定 (任意設置) (地方自治法施行令第174条の46第1項) |
| 7. 区選挙管理委員会の設置 指定都市の区に区選挙管理委員会が置かれ 現行の市選挙管理委員会と同様の事務を行う こととなる。指定都市の選挙管理委員会は、 区選挙管理委員会を指揮監督する。 (地方自治法第252条の20第4項) |
| 8. 人事委員会の設置 人口15万人以上の市は人事委員会を任意に 設置できるが、指定都市は必置とされている (地方公務員法第7条第1項) |
| 9. 区農業委員会の設置 指定都市の区に区農業委員会が設置され、 現行の市農業委員会は廃止される。ただし、 知事の承認を得て、区ごとに置かないことと することができる。区農業委員会は、現行の 市農業委員会と同様の事務を行うこととなる (農業委員会等に関する法律第3条、第35条) |
| 10. 指定都市職員共済組合の設置 地方公務員共済組合制度による指定都市共 済組合が設置される。 (地方公務員等共済組合法第3条第1項) |
| 11. 地方公務員災害補償基金の事務所の設置 指定都市ごとに、指定都市職員共済組合を 設ける。(地方公務員災害補償法第4条) |
| 12. 地方行政連絡会議への加入 都道府県及び指定都市で組織する地方行政 連絡会議に加入する。 (地方行政連絡会議法第2条) |

(2) 事務取扱等の変更

| 変更事項・内容 |
|--|
| 1. 法令の読替え等による変更 法令の規定で、市を区、市長を区長と読み 替えるなどによって、事務の取扱に変更が生 ずる。(戸籍法4条、住民基本台帳法38条、外 国人登法3条、土地収用法140条、地方税法737 条、農地法91条、漁業法137条、土地改良法125 条、森林法190条ほか) |
| 2. 選挙関係の変更 県議会議員及び市議会議員の選挙が、区を 選挙区として行われる(公職選挙法15条1項、 5項、269条、同令141条の2)。 また、別表①のような変更がある。別表① のほか、法定選挙運動費用(公職選挙法194 条、同令127条)、選挙運動に従事する者(同 197条の2、同令129条)などの変更がある。 |
| 3. 県公安委員の推薦等の 指定都市のある県の公安委員の定数5人 |

| |
|--|
| (一般の県は3人)のうち2人については、指 定都市の長が議会の同意を得て推薦した者を 知事が任命する。 また、当該委員を罷免する場合には、指定 都市の長を通じて市議会の同意が必要とされ る。(警察法38条、39条、41条) |
| 4. 災害救助法による救助区域の変更 災害救助対象区域が、市の区域から市の区 域又は区の区域となる。(災害救助法2条) |
| 5. 県交通安全対策会議の委員の変更 県交通安全対策会議の委員として、指定都 市の長又はその指名する職員が必ず任命され ることとなる(交通安全対策基本法17条)。 |
| 6. 大規模小売店の面積に関する変更 通商産業大臣に届け出ることが必要とされ る大規模小売店舗いわゆる百貨店の店舗面積 の基準が、1,500㎡から3,000㎡となる(大規 模小売店舗における小売業の事業活動の調整 に関する法律3条)。 |
| 7. 登記商号の使用禁止区域の変更 他人が登記した商号を同一の営業のために 登記できない区域が、市の区域から区の区域 となる(商法19条、商法中改正法律施行法5 条)。 |
| 8. 中央卸売市場の許可申請、報告などの変 更 指定都市が開設する中央卸売市場の開設者 又は卸売業者が行う農林水産大臣に対する許 可若しくは許可の申請、届出又は報告の県知 事理由が廃止され、直接報告等を行うことと なる(卸売市場法54条)。 |
| 9. 小作地の所有制限を受ける区域の変更 国以外の者が小作地を所有する場合の所有 制限区域が、市の区域から区の区域となる (農地法6条、91条)。 |
| 10. 教科用図書の採択地区の変更 義務教育諸学校の教科用図書の採択地区が 市の区域から区の区域又はその区域をあわせ た区域となる(義務教育諸学校の教科用図書 の無償措置に関する法律12条、16条)。 |
| 11. 予算提出期限の変更 市長の議会に対する予算提出期限が、年度 開始20日までが30日までとなる(地方自治法 211条)。 |
| 12. 議会が議決すべき契約財産の取得又は処 分の基準の変更 議会が議決しなければならない契約、財産 の取得又は処分の基準額等が次のように変わ る(地方自治法96条、同令121条の2)。 別表② |
| 13. 随意契約をしうるものの基準の変更 随意契約によることのできる売買、貸借、 請負その他の契約の基準額が次のように変わ る(地方自治法234条、同令167条の2)。 別表③ |

| |
|--|
| <p>14. 地方公営企業の用に供する重要な財産の取得又は処分基準の変更</p> <p>地方公営企業の用に供する不動産又は動産の買入れ又は譲渡について、管理者が予算で定めなければならない基準額が次のように変る（地方公営企業法33条、同令26条の3）。</p> <p>1件20,000千円以上（土地については、1件5,000㎡以上のものに限る。）</p> <p>1件40,000千円以上（土地については、1件10,000㎡以上のものに限る。）</p> |
| <p>15. 地方公営企業の経営に関する報告の変更</p> <p>地方公営企業の経営に関する自治大臣への報告の県知事経由が廃止され、直接報告することとなる（地方公営企業法40条の3、同令28条）。</p> |
| <p>16. 再建地方公営交通企業の経営の再建に係る提出書類の変更</p> <p>再建地方公営交通企業の経営の再建に係る自治大臣への提出書類の県知事経由が廃止され、直接提出することとなる（地方公営交通企業の経営の健全化の促進に関する法律施行令6条、地方財政再建促進特別措置法施行令15条）。</p> |
| <p>17. 災害援護資金貸付金の取扱いの変更</p> <p>災害援護資金貸付金の原資に対する貸付けが県の全額貸付け（無利子）から国の3分の2貸付け（無利子）となる。</p> <p>また、援護資金の償還を免除したときの原資に対する貸付金の償還は、全額免除から3分の2免除となる（災害弔慰金の支給等に関する法律11条、12条、13条）。</p> |

別表②

| 項 目 | | 現 行 | 指 定 都 市 |
|--------------------|-----------------|-----------------------|------------------------|
| 工事又は製造の請負契約 | | 90,000千円以上 | 180,000千円以上 |
| 不動産または動産の買入れまたは売払い | 金 額 | 20,000千円以上 | 40,000千円以上 |
| | 面 積 (土地に限る。) | 上記金額に該当し、かつ1件5,000㎡以上 | 上記金額に該当し、かつ1件10,000㎡以上 |

別表③

| 項 目 | 現 行 | 指 定 都 市 |
|---------------|--------------|---------------|
| 1. 工事又は製造の請 負 | 130万円 範囲内 | 250万円の 範囲内 |
| 2. 財産の買入れ | 80 " | 160 " |
| 3. 物件の借入れ | 40 " | 80 " |
| 4. 財産の売払い | 30 " | 50 " |
| 5. 物件の貸付け | 30 " | 30 " |
| 6. 前記以外のもの | 50 " | 100 " |

別表①

| 項 目 | | 現 行 | 指 定 都 市 |
|------------------|-------|--------|---------|
| 選挙 期日の 告示 | 市長選挙 | 7 日前 | 1 5 日前 |
| | 市議員選挙 | 7 日前 | 9 日前 |
| 供 託 金 額 | 市長選挙 | 5 0 万円 | 120万円 |
| | 市議員選挙 | 2 0 万円 | 3 0 万円 |
| 運動用通常葉 書の頒布枚数 | 市長選挙 | 8,000枚 | 35,000枚 |
| | 市議員選挙 | 2,000枚 | 4,000枚 |
| 選挙 運動用 ポスターの数 | 市長選挙 | 1,200枚 | 4,500枚 |
| | 市議員選挙 | 1,200枚 | 1,200枚 |

4. 財政上の特例

指定都市への移行に伴う移譲事務や行政組織等の変更などによる新たな財政需要に対応して、国や県から財源の譲与や交付金、支出金の増額等の措置がなされるが、この財政上の特例は、歳入に係るものと歳出に係るものとに大別される。

(1) 歳入に係るもの

① 特定財源

指定区間外国道及び県道の管理移管に伴う財源として、次のような財源付与がある。

| 項 目 ・ 内 容 |
|---|
| 1. 地方道路譲与税 (増額) 地方道路譲与税 (地方道路税 (国税) の収入に相当する額) の64/100に相当する額については、県のみならず指定都市に対しても一定割合で譲与される。 なお、36/100に相当する額は、市町村に譲与されるものである。(地方道路譲与税法第2条) |
| 2. 石油ガス譲与税 (新規) 石油ガス譲与税 (石油ガス税 (国税) の収入額の1/2に相当する額) については、県のみならず指定都市に対しても一定割合で譲与される (石油ガス譲与税法第1条) |
| 3. 軽油引取税交付金 (新規) 軽油引取税 (県税) の総額の9/10に相当する額について、一定割合で指定都市に交付される。(地方税法第700条の49、同施行令第56条) |
| 4. 自動車取得税交付金 (増額) 自動車取得税 (県税) の総額の28.5%に相当する額について、一定割合で指定都市に交付する。なお、66.5%に相当する額は、市町村に交付されるものである。 (地方税法第699条の32第1項) |
| 5. 交通安全対策特別交付金 (増額) 道路交通安全施設に要する費用に充てるため道路交通法の規定による反則金を財源として県及び市町村に交付されるが、指定都市は一般の市より算定が有利となっている。 (道路交通の一部を改正する法律附則第7項、交通安全対策特別交付金に関する政令第2条) |

② 一般財源

| 項 目 ・ 内 容 |
|---|
| 1. 地方交付税 基準財政需要額の算定において、測定単位の補正に当たり、指定都市に使用される補正係数が適用され、また、事務移譲に伴う測定単位の |

数値の増加が考えられるので、基準財政需要額の増加が見込まれ地方交付税交付基準額の増加が考えられる。

| | |
|---|--|
| 地 方 税 | 固定資産税 (1) 大規模償却資産に対する課税制限規定の適用が除外される。 (2) 同一の者に係る免税点が、区に所在する課税客体ごとに適用される。 (地方税法 第294条第1項、第312条、第737条第1項) |
| | 市民税 2以上の区に事務所、事業所などを有する場合、区ごとに均等割を課する。 (地方税法第35条、第737条第1項) |
| | 特別土地保有税 基準面積 (免税点) が、市の区域内において5,000㎡であったのが、各区ごとの区域内において2,000㎡となる。 (地方税法第595条) |
| 3. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金 国、地方公共団体又は日本国有鉄道が所有する大規模償却資産に係る算定基準額の限度規定の適用が除外される。 (地方税法第349条の4第1項) | |
| 4. 国・県支出金 国に対する補助金の交付申請の一部について直接国に申請することになるもの、あるいは国・県の支出金の負担率の変更を生ずるものがある。(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条、施行令第16条第4項) | |
| 5. 地方債 (1) 事業区分ごとの起債1件最低限度額が引上げられる。 (2) 起債許可予定額の枠配分が、県の総枠配分から定都市の単独枠配分となる。 (3) 起債、起債の方法、利率及び償還方法の変更の許可が、直接自治大臣となる。 (地方自治法第25条施行令第174条の規定による地方債の許可に係る件) | |
| 6. 宝くじ 公共事業の費用の財源に充てるため、自治大臣の許可を受けて宝くじを発売することができその収入が見込める。(地方財政法 第32条、当せん金附証票法 第4条、第16条) | |

(2) 歳出に係るもの

政令指定都市に昇格することにより、次のような歳出の増加が見込まれる。

| 項 目 ・ 内 容 |
|---|
| 1. 移譲事務及び行政組織の変更に伴う支出 指定都市に昇格することにより、民生行政、保健衛生行政、都市計画行政等、住民生活に直結する多くの事務が県から移譲されるが、これに伴い、新たな施設の設置、審議会等の附属機 |

関の設置、職員の増員等が必要となるほか、区ごとに選挙管理委員会等が設置されるなど、移譲事務の執行、行政組織の変更等による経費の増加が見込まれる。

2. 土木・建設関係の支出
道路法により、市域内の国道の小規模の新設・改築工事、指定区間外国道及び県道の管理を行うこととなるため経費増が見込まれる。そのほか国道の新設・改築等についても法定による。

<資料3>

地方自治法抜粋

第12章 大都市に関する特例 (昭和31法 147本章追加)

第 252条の19【指定都市の事務】① 政令で指定する人口50万以上の市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関は、左に掲げる事務の都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が法律又はこれに基く政令の定めるところにより処理し又は管理し及び執行することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理し又は管理し及び執行することができる。

- 1 児童福祉に関する事務
- 2 民生委員に関する事務
- 3 身体障害者の福祉に関する事務
- 4 生活保護に関する事務
- 5 行旅病人及び行旅旅死亡人の取扱に関する事務
- 6 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
(昭和39法 129本号全部改正、昭和56法79本号改正)
- 6の2 老人福祉に関する事務(昭和38法 133本号追加)
- 6の3 母子保健に関する事務(昭和40法 141本号追加)
- 7 伝染病の予防に関する事務
- 8 寄生虫病の予防に関する事務
- 9 食品衛生に関する事務
- 10 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 11 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 12 結核の予防に関する事務
- 13 都市計画に関する事務
- 14 土地区画整理事業に関する事務
- 15 屋外広告物の規制に関する事務
(昭和45法 109本項改正)

② 指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関がその事務を処理し又は管理し及び執行するに当って、法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はこれらの事務の処理若しくは管理及び執行について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、主務大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは主務大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第 252条の20【区の設置】① 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

- ② 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- ③ 区の事務所又はその出張所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。
- ④ 区に選挙管理委員会を置く。
- ⑤ 第4条第2項の規定は第2項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第175条第2項の規定は第3項の機関の長に、第2編第7章第3節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
- ⑥ 前5項に定めるものの外、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第 252条の21【政令への委任】法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第252条の19第1項の規定による指定都市の指定があった場合において必要な事項は、政令でこれを定める。(昭和37法 133本条追加)

1988年6月25日

自治研かながわ月報 第14号 (1988年6月号, 通算78号)

発行所 社団法人神奈川県地方自治研究センター

発行人 横山桂次 編集人 上林得郎 定価1部 500円

〒232 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F

☎ 045 (251) 9721 (代表) FAX 045 (251) 3199

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000円、賛助会員月 500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価450円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。